

緊急時個別対応カード作成のための手引き

1 作成の目的

食物アレルギーのある当該児童・生徒が、誤食等によりアレルギー症状やアナフィラキシーショックを発症した際に、教職員等が緊急対応できるようにするため作成します。

2 作成時期

- (1) 学校は、就学する児童・生徒においては、就学時健康診断後に、できるだけ早い時期に、当該児童・生徒の保護者と校長、副校長、養護教諭、栄養士とで「学校生活管理指導表」を基に、「食物アレルギー個別取組プラン」を作成するアレルギー対応の面談を行います。その際に、「緊急時個別対応カード」については、保護者が作成します。
- (2) 学校は、転学児童・生徒においては、転入時点において、当該児・生徒の保護者と校長、副校長、養護教諭、栄養士、担任とで「学校生活管理指導表」を基に、「食物アレルギー個別取組プラン」を作成するアレルギー対応の面談を行います。その際に、「緊急時個別対応カード」については、保護者が作成します。

3 作成方法

- (1) 当該児童・生徒の保護者は、食物アレルギー、アナフィラキシーの原因食物を明記します。
- (2) 当該児童・生徒の保護者は、アレルギー症状発症時の身体の状態について確認し、他の症状がある場合は、☆その他（ ）に明記します。
- (3) 当該児童・生徒の保護者は、アナフィラキシーショック症状のような際に、特異な状態がある場合は、★その他（ ）に、その具体的な状態を明記します。
- (4) 当該児童・生徒の保護者は、エビペン保管場所について、当該児童・生徒と保管場所の確認をし、明記します。
- (5) 当該児童・生徒の保護者は、緊急連絡先として、電話①及び電話②に電話番号を明記します。
なお、学校は緊急時に電話①に連絡し、電話①が繋がらない場合に、電話②に連絡します。
- (6) 当該児童・生徒の保護者は、救急搬送先の病院について、希望がある場合は病院名を明記します。
なお、病院名の記載がある場合に、学校は救急隊に当該病院の搬送申し入れを行います。搬送先の決定は救急隊の判断となります。

4 留意事項

- (1) 学校は、「緊急時個別対応カード」について複写をし、緊急対応ファイルに入れます。そのことを当該児童の保護者は、予め了承するよう、お願いいたします。
- (2) 学校は、個人情報that明記されているので、取り扱いには十分注意するよういたします。